

令和6年度 第3回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和7年2月18日（火）午後1時30分～午後3時36分

会 場：ウィメンズパル 4階第一研修室

出席者：青柳委員、井上委員、佐々木委員、坂井委員、杉江委員、鈴木委員、島野委員、
松田委員、柚木委員（五十音順）

Zoomでの参加者：板井委員、千田委員、鳥居委員、林委員（五十音順）
13名出席

事務局：長谷川総務部長、柳池人権推進課長、村上男女平等推進係長、
男女平等推進係員1名

傍聴者：1名

欠席：黒崎委員、齊藤委員、津村委員

議 題：

- （1）「令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」調査項目の検討について
- （2）葛飾区男女平等推進計画（第7次）策定の基本的な考え方について
- （3）その他

<事前送付資料>

資料1：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 変更点（最終案）

資料2：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査票（見本）

資料3：葛飾区男女平等推進計画（第7次）策定の基本的な考え方

<当日机上配付資料>

資料2：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査票（見本）訂正版

資料4：葛飾区と他区の計画体系図の比較等

別紙：インターネットで回答される方へ

1 開 会

会 長：それでは、お手元の次第に沿って議事を進行させていただきます。なお、ご発言の際は挙手をし、お名前をお名乗りいただいた上でご発言くださいますようお願いいたします。まず、事務局より本日の審議会の目的についてご説明をお願いいたします。

事務局：本日の目的は、前審議会でのご意見を踏まえ、出席委員から個別にご協力も頂いた「男女平等に関する意識と実態調査」（案）を提示し、7年度実施調査（案）を固めてまいりたいと思っております。（最終案）とありますが、まだ議論の余地はございます。全体で協議する場は本日が最後ですが、出切らなかった意見やその後のご意見なども加え、最終的には4月いっぱい（案）を固めていきたいと思っております。また、4月の最終案は、委員の皆さんにフィードバックいたします。引き続き、令和7年度は、実施調査、次期計

画の策定に向けて「葛飾区男女平等推進計画（第7次）の基本的な考え方」を踏まえながら、計画の策定に進んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 題

（1）「令和7年度 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」調査項目の検討について

事務局より、資料1、資料2について説明

会 長：今の説明に「用語説明」がありましたが、アンケートの中にどういう形で盛り込む感じになるのでしょうか。

事務局：アンケートの最終ページにするか、一緒に同封し、用語の補足や普及啓発につなげたいと考えております。

会 長：この文言、用語がこれでいいのかという議論にもなると思いますけれども、事務局、説明ありがとうございました。

それでは、今の説明を受けて皆様からご意見を頂戴したいと思います。ここで、先に論点を絞らせていただきたいと思います。というのも、この最終稿という調査項目が出てきたとき私も飛び上がりまして、昨日の夜中までずっと見ていたのですが、要するに調査の目的は、次の基本計画に向けての実態把握というのが趣旨だと思います。そこは共通認識で大丈夫だと思いますが、それに当たり今回特に変わった点といえば、調査対象年齢を「15歳から」に変え年齢を広げたということで、第1点目、文言の工夫、それから質問項目の変更や設置はどうだろうという点。

2点目は、先ほどもありましたけれども、困難な女性に関する質問項目を含めどうするかという点です。例えば前回、質問の項目が、「この法律は知っていますか」「知っていませんか」みたいに聞く・聞かない。「知っていたらどうする」と「施策をどうする」みたいな話がありましたけれども、そういう聞き方でいいのか。あるいは「女性新法」と言われる法律をもう少し中身を取って、この質問項目をほかの質問項目の中に盛り込んで、「見えない困難が何かここにある」みたいな形で分かり浮き上がらせ浮き彫りにできるような質問項目を考え直すという点もあるかと思います。

それから3点目は、これが一番おそらく議論というか大きな問題になるかもしれないのですが、前々回から「『男女平等』という表現」この文言どうか、あるいは『ジェンダー平等』のほうがいいのではないかと意見があったかと思います。この審議会の中でもいろいろ皆さんと話し合ったかと思うのですが、それを踏まえて、今回実施する実態調査の中で採用していくのかどうか。そうすると、聞き方として「男女平等を知っていますか」とか「ジェンダー平等を知っていますか」とか、そのような質問をするか、しないか。あるいはその中で、例えば、この用語説明の中に「ジェンダーとは」みたいな説明がありましたが、解説でとどまらせておくのか。7次の基本計画の中でそれを踏まえて、このジェンダー平等みたいな話になっていくのか、ここは一番大きな話にはなるかと思うので、そこを踏まえて皆さんのご意見も聞いていきたいと思っています。どうやって進めるかと考えたときに、言いたい項目をご用意なさっていると思うのですが、説明にもありました

ように、今日、最終的に意見を出し尽くすということ。そして、出されたものを事務局で集約し、修正・訂正してまた委員の皆様にはフィードバックして、そして最終稿で入稿みたいな流れだと理解しました。

いかがでしょう。私、昨日夜読み、これだけの付箋がついたので、どうしようかなとか思いながら、皆さんから何かご意見がありますか。あるいは、私の気がついたところを申し上げていって言うてもいいのでしょうか。例えば、やはり用語説明と関係すると思うのですが、全体の今、資料2で見ていきますと、最初の問1「男女平等についておたずねします。」という項目があり、その選択肢の6番です。「女性の性の商品化がなされていること」と書いてあり、この文言は15歳・高校生が理解できるかと思い、いろいろ出てくるかなと思うのですが、Zoomの先生方も、意見の洗い出しはありますでしょうか。

もしなければ、マイクを握っていて申し訳ないのですが、私がそういう形でちょっと気がついたところをかいつまんでご指摘させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

事務局：ぜひお願いします。

会長：それでは調査票を見ていただき、問3「結婚観についておたずねします。」というところ。これは前回の審議会でどちらかの委員からもあったと思うのですが、その選択肢に、例えば同性婚についての質問、あるいはそれこそ夫婦別姓の質問とか、項目が入ってもおかしくないかと思いました。例えば「結婚は必ずしも異性のパートナーとするものではない」とか、あるいは表現はちょっとまだいろいろですけれども、「結婚したら夫婦は同姓になるべきである」とか、結婚観ということであれば、こういう項目の選択肢が立つのかなと思います。

次は問7「就労についておたずねします。」です。こちらの選択肢「あなたの職業は、次のどれですか。」で、簡単な文言ですけれども、これは「家庭従業者」でいいのか、「家事従事者」ではなくていいのか、後でお調べいただきたいと思います。8番「内職・在宅就業」は、リモートや在宅というイメージではないですか、ここが多分ちょっと混乱を起こすかなと思います。11番「学生」ですけれども、高校生が今度対象となることで、高校・専門学校・大学の在学中かもしれないかと思いました。12番「無職」、これも失業中か、休職中かということも考えられると思います。こんな感じで私が言っていて大丈夫でしょうか。多過ぎますか。皆さん言いたいことがあり、うずうずしてらっしゃいますか。

事務局：発言してもよろしいですか。会長のご指摘事項に対して、ほかの委員の皆様がどのように考えるかもご意見を聞きながら意見交換をしたいと思うのですが、会長いかがでしょうか。

会長：そこは皆さんお願いしたいと思います。1つ1つ指摘してよろしいのですか。どういうふうにしましょうか。

事務局：ここで一旦区切らせていただき、会長のご発言を遮るようで恐縮ですが、先頭を切り疑問点をしっかりとおっしゃっていただいたことに対して、ほかの委員の皆様から意

見交換をしていただければと思いますが、会長よろしいですか。

会 長：ここで一旦、一区切りにしましょうか。進行の段取りが悪くて申し訳ありません。

委 員：まず私が今思ったのが、多分設問の中身を一々やっていくとかなり時間がかかるのと、今の時代にそぐわない設問・選択肢があり、また、設問数自体が多過ぎます。選択肢が、10個とか10個以上とかあります。スマートフォンでスクロールして選択肢を選ぶときに、全体像が見えないと設問が何だったかと、選び切れないと何かもう面倒くさくなると思うのです。前回の設問のときに、回答に選ばれていないのであれば整理は必要かと。逆に選択肢が少な過ぎると誘導しているおそれがあるのですが、さすがに10以上は要らないところがあるので、整理はしていただきたいと感じております。

もう1個は「結婚観」の同性婚とか夫婦別姓についての選択肢を増やすということは私も賛成します。

そして、会長の言われた「就労」の部分について、これは時代が大分変わってきて、いわゆる「フリーランス」という言葉と、2番の「自由業」は意味が全く違うとか、パートタイムとアルバイトを分ける必要があるのかとか、本当にリモートだったり、現役を引退されている70歳ぐらいの方の無職と仕事を見つけたくても見つけられない無職との意味合いが違うというところをどこまで意味を持たせるかによって、この職業の書き方、選ばせ方が変わってくるのかと思います。これまた1個1個やっても、ものすごく多分時間が足りないでそういう意見を踏まえ、また事務局で整理いただければいいかなと感じた次第でございます。

会 長：確かに、日が暮れてしまいます。ご指摘ありがとうございます。こういう形で小出しに進めていく感じにしたいと思いますので、委員のように、すかさずご発言を頂ければと思います。量もたくさんあり、結構読むほうも大変ということはアンケートに答える方も大変だと思います。文言整理は、大事なご指摘だと思います。

Z o o mのご参加の方、ここまで今こういう形で進めていきましょうというお話になりましたので、ここまでの間で何かご意見はございますか。取りあえずこんな感じで大丈夫そうですか。ご意見があればこちらでも見ておりますので、マークを送っていただければと思います。ありがとうございます。

委 員：私も会長がおっしゃったような結婚観についても大賛成でございます。先ほど委員がおっしゃっていたように、スマホでお答えする方もいるという前提で、それはそうだと思います。スマホの小ささで、本当に10も11も、それはもうそこら辺でくじけてしまうのではないかという気がして、全くそうだと思います。

私は問18「DV」の「○はあてはまるものすべて」の中で、やはりこれもどうでしょう。精査するにも、これは15までありますね。それでまた私が意見を言うのも、前回私は参加できなかったもので、ちょっといいですか。

1つ、どこを精査するかは分からないのですが、12番「行政や警察による積極的な啓発活動」という項目がありますが、もちろんこれも私は賛成です。これに「○」をつけ

る方はたくさんいると思うので。14もあるのに、「行政や警察による対応の充実」「研修の充実」というのをに入れていただけたらと思うのは、実は私は数年前に犯罪の被害者だったもので、私は実体験から警察による対応ですごく傷つけられたことがあったのですね。それは個人的なことで、ここで付け加えることではないかもしれませんが、それは物すごく痛感したので、警察の方々の、例えばドメスティック・バイオレンスや子供の虐待などについての研修をしてないのではないかと自分の体験から思ったものです。私はぜひ付け加えていただきたいなというのがあります。

働き方ですが、「女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。」があり5まであります。「1. 仕事を持たない」という選択肢ですが、「働き方について、あなたが望ましい」という理由の「家庭を守り、家で子供の面倒を見たほうがよいと思うから」につながってくるからなのでしょうか。これは素朴な疑問で「えっ」と思ったのですけれども、それを働き方について、仕事を持たないというのが、どういうことなのかなというのをお聞きしたいと思います。以上です。

会 長：ありがとうございます。

今のDVのところと、それから今ちょうど開いていらっしゃる問8の質問項目についてだと思いますが、多分これは内閣府か何かの調査で女性の働き方ではなくて、多分女性が働くということについて考えるかというような文言だったと思うので、そこから転用してきたとか想像ができるのですけれども、事務局今のご質問について何かありますでしょうか。

事務局：事務局から回答させていただきます。ここは回答という形ですが、問8「仕事を持たない」の設問につきましては、前回の調査からこの設問は実は設けている項目でございます。会長がおっしゃるとおり、これは内閣府からの引用ももちろんなのですが、1を答えることによって、その理由、その働き方をどう考えていくかという、持たない方については、どういう理由で持たないと考えるのかという問8-1の理由を誘導する設問でございます。このような形で裏の理由を知るといった背景がございまして、この設問を前回調査から設けているという状況でございます。会長よろしく願いいたします。

会 長：前回から入っているということですが、今の点についてどなたかご意見はありますでしょうか。このまま活かすのか。その文言をカットするなり、どうするかということですよ。

委 員：ここの問8の「働き方について」というところですが、もしこの1がないと、「仕事を持つ」ということが前提になってしまうのかなと思いました。やはり中には専業主婦でずっと仕事を自ら望んで持たないという方もいらっしゃると思うので、そういう方が選べる選択肢がなくて「私はその他になっちゃうのか」と思わないように、選択肢があるというのは私いいのではないかなと思いました。

その上で今事務局からありましたように、「ではなぜ仕事を持たないのか」というその理由について問8-1に行ったときに、それが前向きな理由なのか、それとも、2番のように働きたいけど働けないから合理的な選択として「仕事を持たないのが一番いいと思って

いる」というようなことなのか、どっちなのかということを明らかにするという点では、この「1. 仕事を持たない」という選択肢は必要かなと思いました。以上です。

会 長：何かまだご意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。「仕事を持たない」選択肢、専業主婦を想定しているということで、それがなぜかというのが出てくる、導くための設問になっているというご意見だったと思います。

委 員：問8の1～5選択肢ですが、いわゆる旧来型の固定的な役割分業という点では1から進んでいって5が恐らく最も平等な女性像だと思うのですが、そういった意味では1～5の順番を逆にすれば望ましい選択肢なのかなと思いました。

つまり5から始めて4・3・2・1と並べて、最後6・7というふうに来れば、結婚や出産に関わらず仕事ができると。その次に子育ての時期だけ辞めて仕事をやるという。それから子供ができるまで、そして結婚するまで。仕事を持たないという順番のほうが望ましいかなと思いました。

会 長：ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

委 員：そうですね。だから1番にぱっと「仕事を持たない」というのを見て、やはり私は違和感を持ったので、もちろん委員がおっしゃったように専業主婦を望んでいる方もいらっしゃるし、それがいけないということではないので、私もそう思います。下のこれが強烈だったんですよ。働き方は次に持たないというのがちょっと分かりました。了解でございます。

会 長：委員のナイスアイデアありがとうございます。確かに「働き方」と言われて、最初に「仕事をしない」というのは、やはり相当違和感があったと思いますので、そこを逆転することでスムーズに質問が流れていくのかなと思います。ありがとうございます。

委 員：そうしますと、それを受けて問8－1の順番も逆にしたほうがスムーズだと思いますのでぜひそこもお願いいたします。

会 長：やはり最終稿に向けてみんな必死になっていますので細かいところがいろいろと気になるかなと思いますが、今日、本当にご意見を出すところだけ出していければなと思います。そうしましたら、先に進みましょう。

今、問8、問9とありますね。問9も選択肢を減らすというのでどこか削らなくちゃならないかなということもあるかなと思います。

問10「育児休業と介護休業、それぞれについてお答えください。」は、いかがでしょうか。何かご意見はありますか。また後でも気になったらお伝えください。

問11「ワーク・ライフ・バランスについておたずねします。」が来ています。「言葉を知っていますか」「知りません」というところから始まって、この辺は恐らくほかの政府の調査の項目と重なってくるのだと思います。

問12、次のページ問13、ここで気がついたのは選択肢の8番です。「フレックスタイム制、

短時間勤務制度」ここで「在宅」「リモート」とかいう文言が入っても、選択肢を増やすことにはなりますけれども、今のこの状況からすると「リモート」と「在宅」みたいな、あるいはここはもう制度ではないから別項目に本当は立っていた方がいいかなと思うのですが、何かそこら辺の文言が入ってきてもいいかとは思うのですけれども。委員、お願いします。

委員：問 12 に戻りますが、そこで疑問がありました。ここで「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」という 3 つにカテゴライズして、その優先度を聞いているのですけれども、それを前提にして、前の問 4 に戻りますと、ここで仕分した「家庭生活についておたずねします。」ということかと思うのですけれども、設問（ク）に「町内会や自治会体への出席」（サ）の「授業参観や保護者会、PTAへの出席」という項目があり「地域・個人の生活」という項目も混ざった問いになっていると感じ、ここの整理が必要だと思いました。さらに、（サ）「授業参観や保護者会」育児ジャンルで仕分の聞き方なのかなと思いきや「PTA」というのが混ざっているのですけれども、PTAは入っている方といない方がいて、任意加入団体だということが周知されております。これはどちらかというと「町内会・自治会」にカテゴライズされるものかなと思ったので、ここら辺の設問をまたいでの整理が必要かと思いました。以上でございます。

会長：ご意見ありがとうございます。今のワーク・ライフ・バランスの問 12 と、それから問 4 の「家庭生活」とそれから「地域」の文言整理というか、質問の整理というご指摘ですよね。ここはいずれ事務局のほうでもんでいただくようになるかなと思います。育児や介護休業は大丈夫でしょうか。少し先に進めます。委員、お願いいたします。

委員：問 10 「育児休業と介護休業」の質問数をなるべく減らすようにという流れで申し訳ないのですけれども、「会社が説明していないから」という、事前にこういう制度があることを説明するように、この数年間で変わっておりますので、どこかの内容に 1 ～ 8 のよきところに入れていただきたいというのが 1 点。

今お話し頂いております問 12 の（ア）（イ）に関することです。質問の内容というよりは「あなたの希望に最も近いものはどれですか。」という設問が長く読みにくいので、「あなたの優先したいものはどれですか。」にすると、1 ～ 8 までの「何々を優先したい」という文章は全部削れるので、見やすさが出るのではないかなと思います。また、ほかのところであったら言います。以上です。

会長：ありがとうございます。みんな今日は本気スイッチが入っている感じなのですけれども、いろいろやはり今日ご意見を出してご指摘していただかなくてはなりませんので、委員、お願いします。

委員：先ほどのところで私も質問項目をなるべく減らすという観点から「育児休業と介護休業」の問 10 の 2 「「利用したことはない」とお答えの方に」のところで、8 番は「職場の育児休業制度が利用できなかったから」というのは、雇用保険適用対象外の働き方で非正規雇用や短時間労働者の人が、職場に正社員の人はい使えるけど、自分はその対象ではないとい

うところで「○」をする回答になっていると思います。もう一方の「自営業のために制度が使えないから」というところの10番と8番を「その対象でなかったから」とすれば、この間が1個になるかなと今考えました。確かに10や11個あると、ここまでいろいろ回答してきて少し項目が多く大変かなと、回答者の立場で考えると、なるべく簡易的にし「対象じゃなかったから」「利用できないから」というように、コンパクトにしてもいいのではないかと思います。以上でございます。

会 長：そうですね。自分がその対象である・ない、ご自身が分かっていると思いますけれども、そういう形にする自営業と、確かに働き方と非正規という話が出てくるかなと思います。ここも事務局でまた整理をお願いしたいと思います。ほかの方はいかがでしょうか。大分早くいい感じで進んでいると思いますが、よろしいですか。それではその次のほうに進みます。

問14「セクシャル・ハラスメントについて」の設問ですが、ちょっと感じたことがあります。高校生も入るということであれば、「職場・学校・地域」という形でそれぞれの文言の選択肢が並んでいますけれども、学校は学校で大丈夫だと思うのですが、「職場」に関して、例えば高校生や大学生はアルバイト先での「ハラスメントというものもあり」みたいに、どこかに注意書きをしておく、選択肢が増えて選びやすいのかなと思いましたけれども、いかがでしょうか。「職場・学校・地域」のところで「職場」は「高校生、大学生はバイト先での経験を答えてください」みたいな形があると出てくるかなと思います。何かあれば取りあえず遠慮なくおっしゃってください。

それから次に行きまして、セクハラの手紙を受けて「あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。」というので、ここは幾つかあるのですけれども、「相談した」というのが、1つは対面で相談、あるいは最近、東京都も内閣府も進めているSNS相談というのもここに該当するのかなということ。そうすると15-1の選択肢「警察以外の公的機関に相談した」「民間の機関に相談した」とかいうところに、SNS等でどこに相談したとか入ってくるかなと思います。

それから高校生が入るということでいえば、選択肢の8番「学校の事務局などに相談した」とありますが、「学校の先生」や「スクールカウンセラーに」という文言も入れてもいいのかなと思います。ここら辺まではいかがでしょう。

。

委 員：問14に関してですが、今回対象が15歳以上というところで、18歳以上だと考えなくていい問題がすごく頭の中をちらついてしまいます。この問14ですけれども、この項目をもし15歳が見たときに、これらのことが家庭内とかで一定数起きていると思いました。ただ、そうすると虐待の話になり、ここでは関係ないと思いつつ、それは考えなくてもいいのか、どうしても頭にちらついてしまう感想でした。

会 長：私もそれは次のDVのところ、ドメスティック・バイオレンスをどう定義するかで虐待が当然出てくるだろうなというふうにも思いましたので、すごく気になっていたところです。今のところセクハラの話とそれからその次の項目のDVのところ、先に進んでいるようなので、問16に関しては配偶者、それから恋人やパートナーからの暴力の経験というのを尋

ねる形になっていますが、ドメスティック・バイオレンス、親からの暴力・虐待。当然、この項目にどこかに入れたいですね、入れてはいけないのかしら、気になりますよね。

事務局：「DV（ドメスティック・バイオレンス）」のこちらの項目は、配偶者暴力防止法に基づく包含する計画として今回も位置づけさせていただきます。この項目に限ってはDVの定義としては配偶者及びパートナーの関係にある方というところなので、この法律を根拠にしますと「親からの虐待」というところは、なかなか入ることは難しいのかなと考えますが、いかがでしょうか。

会 長：多分、恐らくそこが一番根部の議論になってくるところと思っていまして、DV法と、それから女性新法との関連で出てくるかなと思うのですね。「女性新法は知っていますか」「知っていませんか」ではなくて、こういう項目の中で、その困難を抱える女性がどのような形で質問を拾えてくるかなというところで。そこがちょうどこの性暴力とか虐待とか、暴力のところとの関係。しかも15歳というところで考えていくと……。

事務局：事務局から追加ですが、今までのこの計画上では、子供に関しては、面前DVで取り扱って施策に当然含んでいた分野かなとも思います。会長が今おっしゃっていただいたように、施策の部分で、あとは表現としても重点項目としても扱っております。また、DVはやはり4割の方が子供にも暴力を振るっているという一定の調査結果もあるという背景からも、ここの取組の中で丁寧に取り扱いしていく分野かなと思っているところでございます。ただ、設問としてはどこまで取り入れていくかというところは、また検討が再考の必要があるかなとは思っているところでございます。

会 長：ここら辺のことについて、とにかく今日は意見を出していくということなのですが、いかがでしょうか。お願いします。

委 員：今の「DV（ドメスティック・バイオレンス）についておたずねします。」のことですが、「ここからは再び、すべての方におうかがいします。」という文言がありますよね。私、今回来てすばらしいと思ったのは、対象年齢が18歳から15歳になったということは、「15歳」もこの全ての方に入るわけですね。今おっしゃっていたことはいろいろあるのでしょうけれども、私は、葛飾区は「子どもの権利条約」をなさったところなので、すごくそれはすばらしいことだと思っています。私は「子どもの権利条約」を葛飾区でした以上は、いろいろなことがあるのでしょうけど、私は文言に「あなたは、これまでに配偶者や恋人、家族から」というのを付け加えていただきたいという思いですね。15歳の子が、このアンケートに答えられる権利を持っているのだから、そのときに自分がもしDVを受けていたら、これを見てどうでしょう。このアンケートに答えられないと思うのですよ。配偶者や恋人などのパートナーからという限定されていたら、15歳の方たちのためにも、そういう文言を付け加えていただきたいというお願いです。

会 長：ありがとうございます。とても大事なご指摘だったと思います。ここが要するに「配偶者」

「恋人」「パートナー」「家族」を入れるかどうか、ここはご指摘のとおり大事な話だと思いますので、いかがでしょうか。

委員：15歳ということで、改めて問16を見ると（エ）は非常にきついのではないかなと。実際にそういう嫌な経験をした人を私は一人存じ上げていますが、その方は教え子ではないのですけども、私にそれをカミングアウトするときに、もう年齢的には私に近い方です。今の年齢だから言えるけれども、その当時にはもちろん言えずにどれだけ心に傷を負ってきたかなということを話されて、受け止めることが私にはできずに、ただ聞くだけでしたね。実際に、このようなことがあった子が15歳からのアンケート調査を受けるに当たって、勇気をもって答えるということは大変必要かもしれませんが、それによって過去を思い出してしまうという怖さ、それからこれはちょっといけない考えですけど、その子はこのアンケート用紙を見たときに、お母さんとかに「このようなアンケートがあつて、嫌だったんだけどな」となった場合には、せっかくいい取組をされようとしている私たちが、かえって非難を浴びてしまうのではないかというところについては、15歳ということについて心配だと思いました。

会長：これもまた非常に大事なご指摘だったと思います。確かにフラッシュバックが起こってしまうなどいろいろなことがありますので、ここをどう整理するかがすごく難しいかなと。性暴力の話も含めてなのですけれども、設問を飛ばせるような形にしておくか、分かりません。どういう工夫があるのか、私も今ぱっと思い浮かばないのですけれども。

委員：提案ができたらいいのですけど、私も意見になってしまうのですけど、今、委員から非常に重要なご指摘があつたと思ひまして、先ほどからの「問14」と「問16」と「15歳」という三角の中で、すごい頭の中でぐるぐるしてありまして、まずちょっと戻つてしまつて恐縮なのですけれども、問14は、もし「子供の視点」というところを入れて見るのであれば、私たちは「地域」に家庭も含まれると、「地域」となると「○」をつけていいのかどうかためられるけど、「地域と家庭」がセットになると「○」がつくみたいなのところが15歳、18歳以上でもそうかもしれないのですけれども、未成年、青年についても、まだ家庭を持っていない若年層の方が答えるときに、「○」をつけることをためらわずに答えられることもあるのかなと思ったのが、まず1点。

それから、問16に関しては、今の委員のご意見を聞きすごく共感というか、これはすごく注意しなければいけないことということを改めて思ひました。これもやはり15歳から18歳ぐらいの回答者の場合、このドメスティック・バイオレンス、デートDVの当事者である場合と、親がDV被害者や加害者だったときの第三者として目撃者である場合があります。前者の場合は委員がおっしゃっていたように、デートDVの当事者として回答する、調査をするということは非常に重要と思うのですけども、後者の面前DVの虐待被害者が15歳とかで、これを見たときにすごいショックを受け、フラッシュバックが起きたりする可能性は非常にあるなと思ひ、確かにちょっと注意が必要だなと思ひました。特に（ア）項目を見て、自分が目撃したことを思い出すことはあり得るということですので、確かに注意が必要だなと強く思ひました。

会 長：ありがとうございます。貴重な意見だと思います。私も本当そう思うのですけれども、逆の方向から考えると、今まで誰にも言えなかったけど、ここでということもあり得るということですよ。本当にデリケートな質問項目だと思います。

委 員：皆さんの議論を聞いて、先ほど用語集をアンケートに追加するという話があったので、相談先一覧みたいなものもきちんとつけて、相談できなかった人は添付の相談先があるので、いざというときはここが頼れますよ、と押しつけではなく。だけど、選択肢の中に入れてしまうと長くなるので、もし万が一、フラッシュバックとかになったときに、ここに相談できるというのも一つ担保として取っておくのは必要なかなと今、皆さんのご意見を聞いて思いましたので、ご検討いただければと思います。

会 長：別紙というか、おまけのように情報提供というアクセスのところをつけておくというのは、アイデアかなとは思いますが。この質問をどういうふうに聞くかというのはまだ議論の余地があるかなと思います。

委 員：今の関連で、問 16 は非常にきついですよね。この問の中に、表現は難しいのですが「答えたくなければいいよ」という項目なり、あるいは「直接子供のことについては相談したい」というような項目をつけてはどうかというのが1つ。
それとこれは細かいのですが、問の文言で、例えば問 14 の（ア）です。「いやがつているのに」と書いてありますが、嫌がっていないなくても、これは必要ない。なるべくこういう事前の自分の感情というのが入らないようにする必要があると思います。

会 長：事務局は何かありますか。

事務局：ここはセクシャル・ハラスメントの定義を今整理すると全くそのとおりでございます。嫌がっている・なしに関わらずというところでございますので、申し訳ございません。ここは訂正する箇所かと思えます。

委 員：度々申し訳ありません、先ほどの意見に1点だけ付け足したかったのですが、問 16 で子供 15 歳とかで虐待被害者の立場でフラッシュバックとか起きてしまって問題があるということに加えて、目撃者として全部何度もあることを知っているのに、全部「全くない」に「○」をつけなければいけないという状況に追い込まれる人がいると思ったのが1つです。以上です。

会 長：ありがとうございます。委員お願いします。

委 員：先ほど委員からお話があったものに追加でお願いしたいのがあります。問 14 の「セクシャル・ハラスメント」の文章ですが、「職場・学校・地域」で今、「家庭」というお話があったのですが、「SNS」というのをに入れていただくと、下の設問にも書いてありますが、よく AirDrop とか、何かちょっと聞いたことがあるような電子機器を使ったハラスメント

もあるので、15歳が刺さる内容で回答していただける内容になるのだと思います。

あと1点、問16番のところですか。何度もあったのが回答の例で「1・2・3」と書けるところがありますが、「1」の隣に「回答したくない」「0」というものを、枠に1つ用意していただければ、下の項目も読むこともなく「再び、すべての方に」という問18まで飛ばすことができるので、精神的な負担はアンケート回答の過程では若干軽減されると思います。また、この用語説明にDV関係の相談内容について補足し資料をお送りすることができれば、アンケートをきっかけに解決につながるのではないかと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。またとても貴重な意見で、やはり私も問14番セクシャル・ハラスメントに関して、それから問16番DVに関して、「答えたくなければの方は飛ばしてください」みたいなのを最初にアナウンスする手もあるかというふうに——これについて答えたくなければ何番に飛んでくださいみたいな感じで飛ばしもありかなという感じもします。ありがとうございます。

いろいろ皆さん気がつくところがありで、大変ありがたいと思います。

そして、今DVの問16まで行きまして、問17も先ほど相談したというのは「SNS」とか含めるかどうかをご検討いただくのと、あと多分ここぐらいだと思うのですが、女性支援新法の話で「民間機関に相談した」とかいろいろありますよね。ここは学校なら「学校の先生」「スクールカウンセラーに相談した」みたいな選択肢があってもいいかと、それからダイレクトに「区や行政ではない民間窓口の相談情報を受けたい・受けた」など民間につなげて、女性支援新法の主旨の1つだと思いますので、その文言をご検討いただければいいかと思います。

委員：細かい話に戻って恐縮なのですが、問16の設問について、スマホで回答される方が多いと想定すると、問16で「回答したくない」と言ったら問17に飛ぶという事実上、この質問自体を見せない形というのはできるのではないかと思います。

事務局：なるほど。出てこないようにするということですね。

委員：問16に答えたくない人は「Yes」を押すと問16は飛んで、設問そのものが出てこないという話が取れるかもしれません。以上です。

事務局：分かりました。再考します。

会長：1つ「Yes」をかませることによって、すごくナイスアイデアだと思います。ご検討いただければと思います。そして先に少し進んでいいですか。

問18、先ほど委員からも発言がありましたけれども、どうでしょうか。「あなたは、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止および被害者支援のためにどんな対策が必要かと思いますか。」というところで、私はやはり「非対面」や「SNSなどでの気軽に相談できる窓口がほしい」とか、何かそのような項目が入ってもいいかと思います。

先ほど杉江委員からは12番「もっと対応を充実させる」という話が出たと思います。

問 19「性の表現についておたずねします。」について。「性の多様性についておたずねします。」「LGBTQ+」「性と生殖」。どなたかいらっしゃいますか。こちら辺の表現というか質問ですが、問 20「性の多様性についておうかがいします。」のところで、選択肢ですが、2 番「異性に生まれたかったこと」は少しストレート過ぎるような「今とは異なる性に生まれたかった」そんな表現にするとか、それから 4 番「言葉遣いや服装、振る舞いなど、外部に表現する性に関すること」は、少し分かりにくいかなと思いました。自分らしさを「外部に」「外に」「表現する性に関すること」という工夫があるかと思います。この辺はどうですか。あとは例えば問 21 番とか、いかがでしょうか。

委 員：問 19 の性の表現「固定的な性別役割分担」について、この間ずっと男女平等が進まないという。

実は東京都も女性活躍を促進するための条例をつくるために検討部会を設けて、私も労働団体として委員参画をしています。そこでの議論が「まず意識が変わっていない」と。雇用機会均等法から 40 年ですが、「この 40 年あまり変わっていない」「30 年賃金上がらず、40 年も男女平等が全然進んでいない」ということを皆さんが同じ共通理解をしている中で、ここ数年「アンコンシャス・バイアス」という単語がよく聞かれます。このアンケートには「アンコンシャス・バイアス」という言葉がどこにも出てきていないので、今の時代に合った文言で分かりやすくそういうのを伝えられるような内容が、ここなのか、用語集にあったようなので、設問に入れたらどうかと。男女平等の意識を阻害する要因、無意識の意識がこの固定的な考え方につながるので、設問のどこか選択肢に入っていると今の若い子には固定的云々よりは、ぴんとくるかもしれませんと思いました。以上です。

会 長：用語集にも載っているぐらいの用語ですから、質問自体の中にどのような形で落とし込むという形ですよね。

委 員：21 番の「※」が 2 つあるところなのですけれども、1 つ目の「※の」下から 2 行のところ、こちらは最後の「※」のほうがよいのではないかなと。

会 長：具体的にどこですか。

委 員：「※」の 1 つ目は、LGBT のことについて説明していただいています。2 つ目は「LGBTQ+」の説明をされています。

ただ、今私がお話ししました「※」の 1 つ目の下 2 行は「LGBTQ+の割合が「人口の 9.7%存在する」と書かれておりますので、LGBT の割合ではなく「LGBTQ+」の割合のことですから。

会 長：こちらも貴重なご意見ありがとうございます。この数字自体はLGBTQ+まで入っているはずだということですよ。

ほかはいかがでしょう。問 22 番の「※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」で、ここ最近だと「セクシュアル」が入ってきて、性の多様性に関

する配慮というのは、ここにも恐らく入ってきているのではないかなと思われるのですか。

事務局：すみません、失礼いたしました。修正させていただきます。

会 長：そうすると選択肢がどう変わるのかちょっとまだ私のはっきり分からないのですが、同じでいいのか否か。

委 員：問 22 番の 3 番について教えていただければと思ひまして、「喫煙や薬物など、男女の健康への害」ですが、男女では健康の害が何か違いがあるということなのですか。

会 長：確かに、この辺も喫煙や薬物と男女性差の関連があるかどうかということですが、事務局側はいかがでしょうか。

事務局：事務局から回答させていただきます。この項目「喫煙、薬物」に関して、男性・女性の喫煙率それぞれ割合も違います。あとは薬物に関して依存性というところから、男女の依存する年齢から性別に関する男女比・男女差というところも一定の割合で生じているというところから分けて、男女の健康への害ということがそれぞれあります。

また、これは女性の健康に関するところでもございます。「性と生殖」に関する被害が女性はおそらく妊娠する可能性に関連し、そういう影響からも大きいのではないかとということから「男女」と表記しているところでございます。

会 長：何らかの関係があることですね。ありがとうございます。

委 員：私、前回欠席ですので、もしかしたら整理されていることかもしれませんが、この「L G B T Q」の「Q」なのですが、*Questioning* と、*Queer* というものもあれば、それはもう整理されて、これにするというふうにしたのでしょうか。それとも何かありますか。専門的には *Queer* はどっちでもいいのですか。

事務局：ここは整理されて、*Questioning* というふうにしたわけではなく、すみません、前回は *Queer* というところを議論には上げておりませんでしたので、どちらも言い方はございますので。

委 員：第 7 次はもっと先の年度なので、言葉は優先も変わってくるので、「*Queer*」は既に使われているし、その辺、何かうまい表現があったらと思います。

事務局：分かりました。

会 長：委員をお願いします。

委 員：選択肢を一々やったら時間がかかると言っている私が発言してしましますが、問 22 の 5 番が「更年期」に特化しているのですけれども、最近では女性特有の健康課題という言い方、

要は生理痛やその近辺の部分、女性のほうが子宮がんや乳がんなどがあるので、更年期に絞るのではなく、女性特有の健康課題と広く意味を持たせてもらったほうがいいと思います。

会 長：やはりいろいろ出てきますね。今日が最後じゃなくて本当によかったと思っています。今
の間 22 番の選択肢を増やすなどと言いながら、そこに「性的同意が尊重されること」と
か、何かそのようなのが私はほしいなと思います。「健康」と「権利」ですから。
次に行って大丈夫でしょうか。
問 23 番に行きます。学校教育。こちらが多分それぞれの立場いろいろご意見あるかなと
思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

委 員：学校教育、例えば皆さん方、1 番「授業を工夫して実施」という言葉、それから 3 番の「活
用した指導」、この違いが皆さんはお分かりでしょうか。「授業」と「指導」ということは
厳密には違うのかもしれませんが、私が教育現場で携わっている中で、例えば 1 番、2 番、
3 番、4 番を具体的にどの指導が、どの教育活動が 1 番で、3 番なのか、2 番なのかとい
うのを明確にはなかなか考えられない。そこをここに 4 つ書かれていること。また 6 番と
か 7 番は広い意味で言えば、性教育、人間の生きる教育ということですから、多くのこと、
大まとめのことを何か細かく分けて書いている感じがしまして、この中で特にどのような
ことになった場合には、私は全部としか答えられないですね。そんなことで意見だけで
申し訳ないのですが。

会 長：多分前回の審議会のときも、こういう形で聞いて、何がどう変わるのか、何がどう分かる
のかと、ご指摘してくださっていたと思いますので、もう少し具体的な文言を少し入れて
もいいかなとも思いますし。

委 員：または反対に、まとめて、設問数が少ないほうがいいということですので、「指導」でま
とめると 1 つかなと思います。

会 長：そうですよ。例えば「男女平等教育」という形で書いてあったとしても、例えば「性別に
よる固定的な役割分担をやめるような教育」とか、何かもう少し落とし込んだ文言のほう
が逆に分かりやすいのかどうか。
あるいは 4 番「男女の区別なく、個性や能力が活かせる指導の充実」とかということも、
例えば分かりませんが、進路指導に当たり、その女性、今一生懸命理系の女子をす
ごく頑張って推していますので、「固定的な」と言っちゃいけないのかもしれないですけ
れども、「本人に任せた選択ができる進路指導」とか、いろいろな言い方があるかとい
うふうにも思います。進路指導、職業選択、多分その辺も細かくすればいいのか、抽象度を
上げた質問がいいのか、何かそれが伝わるような形がよろしいかと思います。

委 員：問 23 について、今会長がおっしゃったことだと思うのですが、やはり 1、2、3
はどれも「そうだよね」という感じになると思うのですが、みんなこれがいいと思ってい

るのに実際は何だか見えないカリキュラムであつたりで、男女の差別が行われているから平等になっていない。何かもっと直接的に「こういうことをしない」「こういうところで男女で分けない」など具体的に気をつけることに力を入れることが重要なのかと思いました。1、2、3は1個にまとめてしまい、4はどちらかというところなので、「男女の別なく」というところなので、「男女で分けない」今思い浮かばないんですけれども、「男女平等の教育をしよう」と言ったら、全員が「そうだよね」となるのですけれども、そうではなくて、具体的にこういうところで知らず知らず差別をしがちなところというのを挙げて、それをやらないようにするという言い方をするのがいいのではないかなと思いました。

会 長：ほかではどうですか。教育のところは多分難しいところですし、でも現場の方々もいっぱいいらっしゃると思いますので、お知恵を拝借して進めていけばいいかなと思っています。問 25、問 26、行政について、それから最後、防災についてなどが最終のあたりにありますけれども、この辺はいかがでしょうか。

委 員：問 27 番の 2 番目、これは性差について関係がある項目なのかなと思いました。

会 長：2 番の選択肢のところですね。ここは事務局でご検討という形でしょうか。

事務局：そうですね。委員ご指摘のとおり、確かにここで男女の性差という差別は、どういう施策にはつながっていないのですが、前回からこの項目は維持している分野ではございます。ここは多様性、要配慮者というところ、男女に限らず、性別もさることながら、多様な人たちの視点を取り入れるという目標 4 に登場して多様性を尊重していく分野の視点から、弱い立場の方々も十分に視点に取り入れるところに関わってくる分野で、この設問があると認識をしているところです。会長よろしくお願いします。

会 長：私もここ多様性ということであれば L G B T Q + や、外国の方々とか当然入ってくると思います。あと、5 番ですけれども、「食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの担い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにすること」と、わざわざこういう書き方をしたのは「女性に」と書けなくてという感じでしょうか。

事務局：ここはそうですね。

会 長：そろそろ本当に終盤なのですけれども、問 30 番いかがでしょうか。

委 員：問 30 番の意見として、10 番「情報誌やパンフレットなどの情報提供の充実」のところに、問 17、18 でもちょうど話題が出たように「SNS」も入れるべきではないかなと考えます。紙媒体ではなくて、特に若年層の方もそうですし、ネットでの収集というのがほとんど主流になってきております。例えばこの設問のところを、設問というか項目を「情報誌やパンフレット」そして、また「SNS など」というように加えたらいかがでしょうか。

会 長：確かに「SNS」は必要かなと思います。

問 30 に関して、最後のところなのですけれども、生活上の困難に直面した場合に相談できる場所、あるいは窓口情報の提供をしてほしい、情報提供みたいなことがここにあってもいいのかなとは思っています。

すごく時間がかかり、質問の順番に従いいろいろご意見を出していただいて、より具体的にイメージがつかめたのかなとも思います。

委 員：自治町会から出ていますので防災関係のことについて、これをずっと読んでいるのですけれども、本当にあったらいいなということばかりです。でも、これが本当にできるのかと、理想論を書いているかどうか。現実には最低限これだけはやらないと問題あるよというようなことなのかによって、あまり理想論を書いてしまうと本当にやらないといけなくなる可能性もあるし、私、自治町会としては、最低限これだけは絶対やらないといけないうのを「○」をつけてもらうのがいいのかなと。普通は全部「○」をつける可能性がありますので、絶対これだけ守ってもらわないと避難所で生活できないということを選んでとやっていたほうが良いと思っています。

会 長：確かに全部「○」がつきそうな防災、大事な項目が並んでいますので、ここを上位 3 つとか、そのような形でもいいのかもしれません。そこは工夫が必要ですね。

委 員：私は問 30 の 8 番「女性のための各種相談の充実」。妙なことを言うようすけれども、お礼を申し上げたいと思います。相談が今まで平日の 5 時まででしたが、水曜日は 8 時までというのを見まして、すごくうれしくありがとうございます。ということは、8 時までではカウンセラーの方がいらっしゃっていただける。

事務局：います。

委 員：そうですか。それだけ一言確認したかったです。

事務局：ありがとうございます。

委 員：問の文言についてですが、問 30 の 14 番「夫やパートナーからの暴力」、ここまでは「配偶者」という言葉で統一して、ごくまれに妻から受ける場合もあるので、すみません、余計な話をしました。これはこれでいいのですか。

事務局：「配偶者等」で、委員がおっしゃっていただいたように、男性からのご相談も受けている状況でございますので、当然男性も入るということです。訂正させていただきます。

会 長：細かいところまで見ていただいき、ご指摘いただいてありがとうございます。

委員：随分前に戻りますが恐れ入ります。問4「家庭の中で、あなたは（ア）～（シ）にあげること、どの程度行っていますか。」とあり、私は前回審議会を欠席していたので、どういう流れになったか分からないのですが、この問4に、家庭の中で「配偶者またはパートナーは」という相手がどれぐらい行っているのかというのも対比として入れていただけると、アンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担そういうところの実態を自分事として捉えて、その後の質問が非常に答えやすくなるのではないかと思います。ちょっと長くなって申し訳ないですが、以上です。

会長：ご指摘ありがとうございます。ちょっと複雑になっちゃうかなと思います。

委員：次の設問、問5について、「あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて」と「男性」と問いかけていて、選択肢に「配偶者・パートナーと分担するのがよい」というときに、性の多様性の話が出ましたけれど、男性同士のパートナーというのが想定された設問なのかしら、どうなのかしらというのが疑問に思いました。そこを突き詰めていくと問5－1も男性同士のパートナーがあり得ると考えると、いろいろ整理しなければいけないのかなと思った次第です。

会長：確かに問5は分かりやすく「男性は」と書いてありますから「あなたは」で問いかけたほうがよく、それに伴って5－1もちょっと変わってくるだろうというご指摘です。まだ、多分いろいろ、これで皆さんスイッチ入ったと思います。まだ大丈夫ですか。

委員：今の問5のところで、今出たご意見に関して、問5「あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組めばよいと思いますか。」この問いの意図は、「男性の家事・育児・介護への参加の促進」というところのテーマに関する質問だと思うので、パートナーが異性であっても同性であっても、男性が取り組むということなので、これはこのままでも成立するのではないかと考えております。この選択肢も仮にこれを男性のパートナーを持つ男性が答えたとしても、自分は男性です。パートナーも男性ですという状態で、問5の質問を投げかけられたときに男性を積極的に取り込んだ、確かにちょっと立ち止まっているかもしれない。本当ですね、どうしたらいいのかと思ったのですが、この設問の意図は、男性が家事・育児・介護にもっと取り組んだほうがよからうという課題の基に作られた設問だと思います。その課題に対する何らかの意見が得られるような選択肢を考えていただきたいなと思ったところです。

私がお指摘したかったのは、次の5－1のところの選択肢の1番が「男女平等に反すると思うから」。これが問5を受けて、ほかのところは、2以降は分かるのですが、問5で回答した理由が「パートナーと分担するのがよい」「何々がよい」「何々がよい」という選択肢であるのに、その理由が「男女平等に反すると思うから」というのが何となく整合しないような気がしていて、「そのほうが男女平等だと思うから」とかのほうが合っているのではないかなと思いました。

会長：いろいろ熟考が必要だと思います。ご意見ありがとうございます。

委員：1 ページ目というか表紙のところで「回答に必要な時間が 20 分程度です。」と。これを大きくうたっている関係で本当にこれ 20 分でできるのかという気がします。先ほども言っていたように、もう少し設問の数を減らすとかいうことを考えておかないと、20 分でやれるからやってみようかと思った人が、30 分も 40 分もかかっているようでは、途中からはあまりいい答えというか、「○」をつけるのも大変だろうと思うので細工できるのであれば 20 分程度に抑えられる、ないしは 30 分程度というふうにしたほうがいいのかとかそういうものもありますけれども、実際やれる時間と内容は難しいかなという感じを受けたので、ご検討願えればと思います。

会長：ありがとうございます。

委員：25 分ぐらいかかった。

会長：25 分ぐらい。今日の会議も時間との闘いになってきまして、すみません。皆さんいろいろご意見いただいてありがとうございます。

委員：前回の実態調査の（案）と比べてみたら、すごく答えやすく変えられていたので、細かいところとかちょっと難しいところ、そういうものはあったとは思いますが、非常に回答しやすいアンケートになっていました。事務局の方の苦勞、本当にありがとうございましたと、お礼を申し上げたいなと思いました。

会長：そろそろ時間なので、質問項目に関することは閉じたいと思うのですが、Z o o m の委員からメッセージを承っておりまして、事務局からお読みいただければと思います。

事務局：会長ありがとうございます。委員が仕事の関係で抜けられましたので、最後にコメントを頂いております。

最初の「属性について」の F 3 についてです。表紙をめくって左側でございます。2 と 3 の選択肢は異性か同性のパートナーについて聞いていますが、2 の単に「結婚していないが同居の異性のパートナーがいる（事実婚を含む）」だけでよいような気がします。あるいはそれに加えて、3 を「パートナーシップ宣誓制度によるパートナーがいる」という選択肢にするのはいかがでしょうか。

もう 1 点出ています。問 5 - 1、選択肢 6 は「固定的な男性と女性の役割分担」は、「男性と女性の固定的な役割分担」としたほうが分かりやすいと思いましたというコメントが入っておりましてのでご報告させていただきます。

会長：今日、意見がいろいろ出まして事務局の方々も大変いっぱい宿題が出たかと思いますが、かなり具体的に今日の議論でイメージしやすい形で洗い出しができたかと思います。逆に質問項目が多くなったみたいな工夫も、まだ一段階か二段階か分かりませんが、しなければならぬかなと思います。

(2) 葛飾区男女平等推進計画（第7次）策定の基本的な考え方について

事務局より資料3について説明

会 長：ただいま説明いただきましたけれども、何かご意見等はございますでしょうか。

今日、私たちはそれに向かってのご質問項目を頑張って議論してきたところだと思いますが、ほかにご意見がないようでしたら時間も押しておりますので、今日いろいろ皆さんからお出しいただいた意見を踏まえて事務局のほうで修正し資料が出てくると思います。別途ご送付いただくような形になると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) その他

会 長：それでは、最後に事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

事務局：大変活発なご意見をいただき本当にありがとうございます。次回開催日をご案内させていただきます。第3回の審議会をもち令和6年度の審議会は終了とさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。

そして次の審議会でございますが、令和7年度第1回審議会は7月頃開催を予定しております。近くなりましたらご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。そして本日設問の言葉など、まだまだいろいろなご意見があると思います。時間的な制限もございますが、もう少し今日言い足りなかったというところは、ぜひたくさんのご意見を寄せていただければと考えております。これから4月中に最終案を提示していきたいと考えておりますので、できましたら本日の言い足りなかった点などは3月3日までに事務局までメールまたはFAX、電話でも寄せていただければと思っております。ご意見を事務局で、本日出たご意見も含め再度まとめまして、有識者の先生方のご意見もさらに頂戴しながら、最終案を4月に提示をしていきたいと考えております。会長いかがでしょうか。

3 閉 会

会 長：大変心強いサポートだと思いますのでよろしくお願いいたします。3月3日まで電話よりもメールのほうの方がよろしいですね。メールでご意見のある方は事務局のほうにお伝えいただいき集約していただいて、私たちのほうからもいろいろ意見が出て、そしてそれを基に、それこそ最終盤の質問項目（案）を出してくださるということで、それが大体4月中ぐらいというスケジュール感でございますので、よろしいでしょうか。

今日ご発言などなされなかった委員の方も、あとは言い足りなかったこともあるかと思いますが、そのようなバックアップ体制ということで取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、進行があまりうまくいなくて申し訳なかったのですが、長時間にわたりご意見を頂きまして、本当にありがとうございます。本日の審議会はこれにて終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局：どうもありがとうございました。Webでの委員の先生方、どうもありがとうございます。